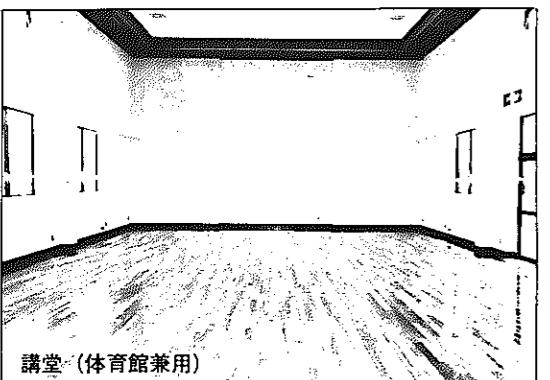
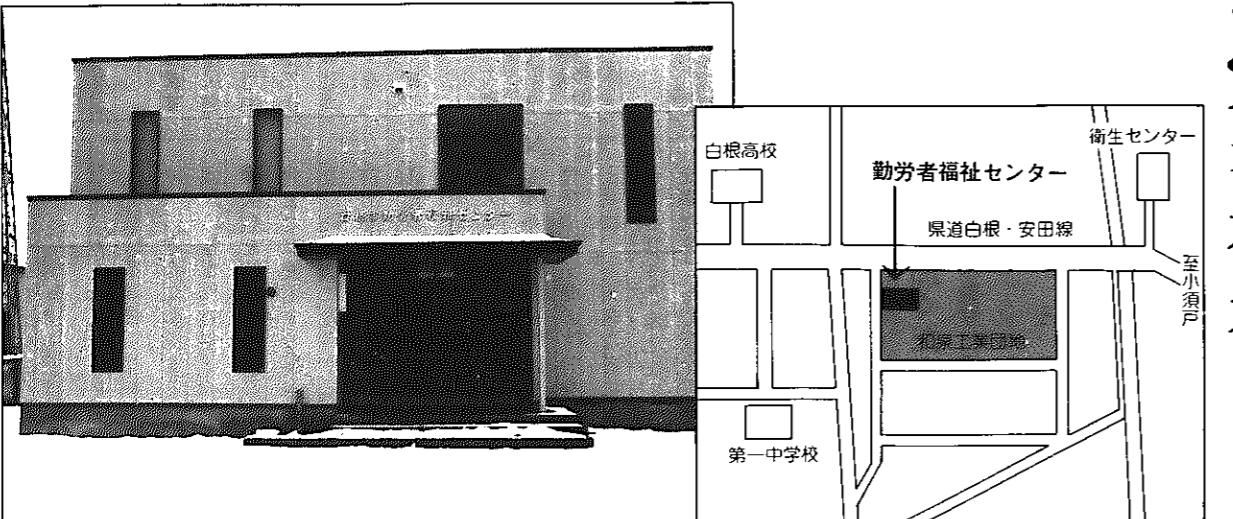


# 待ちこがれた施設が誕生



勤労者福祉センター四月一日オープン

和泉工業団地内に建設された勤労者福祉センターが昨年十一月に完成。四月一日から利用できます。市内勤労者及び地域住民の研修や交流の場として、大いに活用してください。

研修や軽スポーツに活用を  
勤労者福祉センターは、通産省  
の「工業再配置促進費補助金」を  
利用して建設されました。建物  
は鉄骨造り一階建てで、延べ床面  
積は三百一十八・八平方メートルです。  
台やバドミントン用ネット、式年  
などを備えています。一階には、  
研修や学習会などができる研修室  
が二つ設けられています。

**利用方法などは**原則として市内労働者及び地域住民の利用ができます。このセンターを利用できるのは、市内労働者及び地域住民の利用ができます。このセンターを利用できるのは、市内労働者及び地域住民の利用ができます。

利用時間は、毎日午前九時から午後十時までです。使用料は無料です。利用申し込みは、商工課商工振興係(四一七)で受け付けます。利用しようとする日の二か月前から申し込みがで

四月一日から開放される労働者福祉センター。この施設をとおじて、文化活動、スポーツ活動、地域活動がさらに確かなものに、そしてその輪が大きく広がるようにしたいのです。

# 広報 いろね

# きまりを守り 明るく楽しいまちづくり

○他の保険に入つたとき ○他の保険をやめたとき ○他市町村へ転出したとき  
から転入したとき ○子供が生まれたとき ○加入者が死亡したときなど  
○他の市町村へ転出した日の翌日 ○職場の健康保険へ入った日の翌日 ○死亡した日の翌日 ○生活保護を受け始めた日  
(やめる日)

（国民健康保険と老人保健の医療費を通知します）

国民健康保険に加入している皆さんが医療機関にかかり、国保から支払の対象となつた医療費と、老人保健でかかられたお年寄りの医療費のうち、次の期間のものを四月上旬までに郵送で通知します。

届け出は十四日以内に

加入する日・やめる日

交通事故にあ

□ 国民健康保険：昭和五十八年十一月から十二月までの分

□ 老人保健：昭和五十八年七月から九月までの分

□ 国保で治療ができます

国民健康保険に加入している人

いことは市民生活課保健係（☎  
一一〇）へお問い合わせください

医療費は被害者に本人な喪失のない限り、加害者が全額負担するのが原則です。したがって、国保で診療した場合でも、加害者が負担すべき医療費は国保が一時立て替えて支払うだけで、あとで国保が被害者にかわって加害者に請求することになります。

しかし、届け出の前に示談を結んでしまつと、その示談のとり決めの内容が優先しでします。ですから、第三者から傷害を受けたときは、示談を結ぶ前に必ず届け出てください。

発行／白根市役所 (新潟県白根市大字白根1235番地) ☎0253(73)2111 〒950-12) ■編集／企画財政課広報広聴係